

30東議発第176号
平成31年3月29日

東村山市長
渡部 尚 様

東村山市議会議長
伊藤 真



文書質問書

東村山市議会基本条例第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問をいたしますので、速やかに回答されますようお願いいたします。



文 書 質 問 書

東村山市議会基本条例第12条第1項の規定により、質問します。

平成31年3月28日

議席番号

23番

東村山市長 あて

質問者 渡辺 みのる

記

【質問事項】 当市窓口業務受託事業者の労働者雇用の実態について

3月24日付東京新聞朝刊において、パソナ及びパーソルテンプスタッフに登録する派遣社員の処遇に関する報道がなされた。

報道によれば、両社に登録する派遣社員が改正労働者派遣法の規定により、無期雇用への転換を希望した際、通勤交通費の支給を受ける場合は時給を減額するという、内部規定が存在するとのことである。

同一労働同一賃金・雇用の安定・キャリアアップなど法の趣旨に反する行為であると考えらる。

市役所保険年金課窓口業務を委託しているパソナ、包括連携協定を締結しジョブシェアセンターを運営し働き方改革を共同で研究しているパーソルテンプスタッフ、実名報道された両社との契約・協定関係を結ぶ当市として、労働者の雇用実態や処遇などを確認し、法の趣旨に則り是正を促す必要があり、当市の信頼性保持のため厳正な対応が必要と考え、以下質問する。

(1) 当市で働く労働者の雇用実態は

- ① 保険年金課、ジョブシェアセンターで働く労働者の雇用形態は何か。
- ② 派遣社員だった場合、報道にあるような条件は課されているのか。

(2) 市としての権限

- ① 委託契約を結んでいるパソナに対し、報道にあるような事実があった場合、市にはどのような指導権限があるのか。
- ② 包括連携協定を結んでいるパーソルテンプスタッフに対し、市としてどのような権限があるのか。
- ③ 保険年金課及びジョブシェアセンターで働く労働者が、今後無期雇用へ転換する時期になった際、市として事業者にどのように意見を伝えていくのか。

以上